

## 公売公告兼見積価額公告

市税滞納処分のため下記により差押財産の公売をします。  
 国税徴収法第95条及び第99条の規定により公告します。

令和7年6月11日

福島市長 木幡 浩

公売財産、公売保証金及び見積価額	別紙のとおり		
公売の方法	インターネット公売による期間入札		
公売参加申込受付期間	令和7年7月11日午後1時00分から令和7年7月29日午後11時00分まで		
公売保証金提供期限	令和7年7月11日午後1時00分から令和7年7月31日まで		
入札期間	令和7年8月5日午後1時00分から令和7年8月12日午後1時00分まで		
公売の場所	紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム上 <a href="https://kankocho.jp">https://kankocho.jp</a>		
最高価申込者決定日時	令和7年8月12日午後2時00分	最高価申込者決定場所	福島市財務部納税課
売却決定日時	令和7年9月2日午前9時00分	売却決定場所	福島市財務部納税課
買受代金納付期間	令和7年9月2日午前9時00分～午後2時30分		
買受人についての資格その他要件	インターネットオークションサイト上に掲載する福島市インターネット公売ガイドラインのとおり		
その他	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. この公売公告に違反した者、または国税徴収法第92条の規定に該当する者、及び同法第108条第1項の規定に該当する者は、公売財産を買い受けること及び入札に参加することはできません。</li> <li>2. 公売財産の入札又は、競り売りにかかる買受の申込をしようとする者(以下「入札者等」という。)は、公売参加申込期間に所定の公売参加申込手続きが必要です。</li> <li>3. 公売保証金の納付を要する公売財産についての入札は、その納付後でなければできません。</li> <li>4. 入札は一度のみ可能です。一度行った入札は変更及び取り消しはできません。</li> <li>5. 最高価申込者の決定前に公売財産に係る滞納金額の完納の事実が確認されたとき、その他必要と認められるときは、公売を中止します。</li> <li>6. 見積価額以上の入札者のうち、最高価額で入札した者を最高価申込者と決定し売却決定を行います。なお、最高価申込者決定時においては、KSI官公庁オークションのログイン IDに紐づく会員識別番号を最高価申込者氏名とみなします。</li> <li>7. 最高価申込者の売却決定金額は落札価格となります。</li> <li>8. 最高価額の入札者が複数あるときは、それらの者による追加入札を行います。追加入札該当者が追加入札期間中に追加入札を行わなかった場合は、当初の入札と同額で入札したものとみなします。ただし、追加入札後も最高価額の入札者が複数いるときは、くじにより最高価申込者を決定します。</li> <li>9. 最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額(見積価格以上で、かつ最高価入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上のもの)による入札者に対し、次順位買受申込者制度の摘要があります(国税徴収法第104条の2)。ただし、次順位買受申込制度の適用は、入札時に申し出た者に限ります。</li> <li>10. 売却決定後、公売財産に係る滞納金額の完納の事実が買受代金納付の前に証明されたとき、又は買受代金納付後であっても、取り消すべき重大な事由があるときは売却決定を取り消します。</li> <li>11. 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。なお、許可及び承認を必要とする財産はそれを得たときです。財産の引き渡しは代金納付時点の現況有姿により行います。</li> <li>12. 市は公売財産について種類又は品質に関する契約不適合責任を負いません。</li> <li>13. 公売財産の権利移転について登記(登録)を要するものは、国庫金領収証書(登録免許税法第23条)を、別途交付する「所有権移転登記請求書」とともに上記買受代金納付期限(令和7年9月2日)までに提出してください。</li> </ol>		

<p>その他</p>	<p>14. 公売財産を滞納者等に保管されている場合は、福島市が買受人に交付する売却決定通知書を提示し、保管人から財産の引渡を受けてください。この場合、上記売却決定通知書の交付により、福島市から買受人に対して公売財産の引渡しは完了したことになります。</p> <p>15. 次順位買受申込制度が適用された財産について、次順位買受申込者に売却決定する場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付期限が異なることがあります。</p> <p>16. 本件公売は国税徴収法及び同法施行規則により、暴力団員等に該当しないこと等の陳述をしなければ入札できません。詳細は、福島市のホームページ、もしくは福島市役所財務部納税課にて確認してください。</p> <p>17. 売却決定の日時まで、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び売却代金の納付の期限が変更される場合があります。</p> <p>18. 買受人が買受代金納付期限までに買受代金全額の納付が確認できない場合、売却決定を取り消します。公売保証金がある場合、納付された公売保証金を没収し、返還しません。</p> <p>19. 紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム等の不具合により、公売を中止することがあります。</p> <p>20. 公売参加申込期間及び入札期間には、紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システムのシステムメンテナンス等の期間を除きます。</p> <p>21. 入札者等が自己に関わる情報等が第三者に知られ若しくは不正に使用される等により損害を受けた場合、福島市は何ら責任を負いません。</p> <p>22. インターネット公売に参加するには、福島市が定める福島市インターネット公売ガイドラインの内容を承諾し、遵守していただく必要があります。</p>
<p>配当を受ける者の権利の申出について</p>	<p>この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権または留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに、債権現在額申立書によりその内容を福島市財務部納税課に申し出てください。</p> <p>なお、債権現在額申立書の用紙は福島市財務部納税課に用意してあります。</p>

# 公 売 財 産

(公売財産の名称、数量、性質、所在、公売財産上の賃借権等の権利の内容、公売保証金及び見積価額)

売却区分 番号	7-1	見積価額	9,920,000円
		公売保証金	1,000,000円

## 不動産の表示(不動産登記簿の表示による)

(土地の表示)

1. 所 在 福島市笹谷字清水  
地 番 14番4  
地 目 宅地  
地 積 213.92㎡

(主である建物の表示)

2. 所 在 福島市笹谷字清水14番地4  
家屋番号 14番4  
種 類 居宅  
構 造 軽量鉄骨造スレート葺平家建  
床面積 46.84㎡

## 不動産の概要

### 1. 公法上の規則等に関する事項

- ・ 都市計画区分 : 市街化区域
- ・ 用途地域 : 第一種低層住居専用地域
- ・ 指定建蔽率 : 50% (基準建蔽率:50%)
- ・ 指定容積率 : 100% (基準容積率:100%)
- ・ 高度規制 : 無
- ・ 防火規制 : 無
- ・ 日影規制 : 有(軒高7mを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物)
- ・ 敷地延長 : 無
- ・ 土地区画整理 : 無
- ・ 都市計画道路 : 無
- ・ 建築確認の可否 : 可

### 2. 対象物件の状況に関する事項

【土地の状況】

- ・ 接面道路 : 南側水路込幅員6.0mの舗装公道(市道「道場・清水線」)
- ・ 形状 : ほぼ正方形
- ・ 地勢 : 平坦地
- ・ 地盤 : 普通
- ・ 日照等 : 普通
- ・ 供給処理施設 : 上水道 有  
都市ガス 有  
公共下水道 有

【建物の状況】

- ・ 建築年月 : 2002年(平成14年)12月16日新築
- ・ 構造 : 軽量鉄骨造スレート葺平家建
- ・ 種類 : 居宅
- ・ 使用資材 : 屋根 スレート(カラーベストコロニアル)葺  
外壁 防火サイディング張等  
天井 ビニールクロス等  
内壁 ビニールクロス等  
床 合板フローアー等  
設備 電気・給排水設備一式、空調設備、ガス給湯器

- \* 居住者なし(空家状態で所有者が占有)
- \* 雨樋の一部に損傷箇所がみられる
- \* 便所の床板が腐食・変色している
- \* 老朽化のため建替えも視野に入りつつあるが、現況による用途を継続することを最有効と判定
- \* 敷地内に北側隣地の庭部分に派生している雑木(竹)の根が進出しており除去工事が必要であること、また、ブロック塀の一部が僅かに傾斜していたりして補修が必要であること、敷地内に庭石が残置されており、除去が必要であること、更に公道からの車両出入箇所が理想とは言い難いことの減価要因を総合考慮して価額を査定している。

3. 対象物件に関するその他の事項

- ・ アスベストの使用について、専門調査は行っていない。

4. 最寄り駅 福島交通飯坂線「笹谷駅」

5. その他の事項

- ・ 公売した不動産について、福島市は引渡し義務はありません。
- ・ 物件上に存在する動産類の処理等は買受人が行ってください。
- ・ 対象物件1・2は、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき一括換価の方法により公売を行います。
- ・ 公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。